

## 他市の条文改正について

参考資料 (No.2)

市町村	条例 (改正日)	現行	改正前
1 東京都 多摩市	多摩市自治基本条例 (R.6.3.29改正)	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。</p> <p>(2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。</p> <p>(3) 市の執行機関 市長、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長を含みます。</u>、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。</p> <p><b>(6) 協創 多世代にわたる参画及び多分野における協働が創出されることで、誰もがつながり合えるコミュニティが形成され、これが広がりをもつことによって、様々な地域課題の解決が図られるとともに、新たなまちの魅力及び地域の価値が創造されることをいいます。</b></p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。</p> <p>(2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。</p> <p>(3) 市の執行機関 市長、下水道事業管理者、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。</p>
2 山口県 山陽小野田市	山陽小野田市自治基本条例 (R.5.3.28改正)	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者をいいます。</p> <p>(2) 市民等 市民<u>及び並びに</u>市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び<u>本市のまちづくりに参加するもの並びに</u>市内に事業所を有する<u>者及び市外に事業所を有する者で本市のまちづくりに参加する</u>ものその他市内で公共的な活動を行う団体をいいます。</p> <p>(3) 市 市長その他の執行機関をいいます。</p> <p>(4) 議会 山陽小野田市議会をいいます。</p> <p>(5) 参画 市が実施する政策、施策及び事務事業の計画立案、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。</p> <p>(6) 協働 <u>創</u> 市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を自覚し、ともに協力し、ともに活動することをいいます。</p> <p>(7) まちづくり 市民等にとって安心安全な生活環境を実現するなど、より暮らしやすいまちを実現するために行う公共的な活動をいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者をいいます。</p> <p>(2) 市民等 市民及び市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び市内に事業所を有するものその他市内で公共的な活動を行う団体をいいます。</p> <p>(3) 市 市長その他の執行機関をいいます。</p> <p>(4) 議会 山陽小野田市議会をいいます。</p> <p>(5) 参画 市が実施する政策、施策及び事務事業の計画立案、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。</p> <p>(6) 協働 市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を自覚し、ともに協力し、ともに活動することをいいます。</p> <p>(7) まちづくり 市民等にとって安心安全な生活環境を実現するなど、より暮らしやすいまちを実現するために行う公共的な活動をいいます。</p>

## 他市の条文改正について

参考資料 (No.2)

市町村	条例 (改正日)	現行	改正前
3 山梨県 都留市	都留市自治基本条例 (R4.12.16改正)	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。</p> <p>(2) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。</p> <p>(3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長をいいます。</p> <p><b>(4) 大学等 公立大学法人都留文科大学及び市内にキャンパスを有する高等教育機関をいいます。</b></p> <p>(45) 市民自治 まちづくりの主体者である各主体が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し、公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいいます。</p> <p>(56) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもって主体的に参加し、意思形成に関与することをいいます。</p> <p>(67) 協働 各主体が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。</p> <p>(78) まちづくり 地域が抱えている様々な課題解決を図り、目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組をいいます。</p> <p><b>(9) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された基礎的な集まりをいいます。</b></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、学び、働き、活動するすべての人をいいます。</p> <p>(2) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。</p> <p>(3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長をいいます。</p> <p>(4) 市民自治 まちづくりの主体者である各主体が、それぞれの役割に応じて、互いに連携し、公共的な事柄を自主的に決定し、地域社会を築いていくことをいいます。</p> <p>(5) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、責任をもって主体的に参加し、意思形成に関与することをいいます。</p> <p>(6) 協働 各主体が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力することをいいます。</p> <p>(7) まちづくり 地域が抱えている様々な課題解決を図り、目指すべき地域社会のあり方を達成しようとする取組をいいます。</p>